

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化など経営の効率性を高めると同時に、意思決定プロセスにおける透明性の確保、事業執行における内部統制機能の充実に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【補充原則4-1-2 中期経営計画】

現在当社は、定量的な中期目標は公表しておりませんが、経営会議において中期目標を含む中期経営方針を策定するとともに、進捗状況の確認・分析ならびに必要なに応じて中期目標や方針の見直しを行い、決算短信等で公表する「対処すべき課題」に反映しております。定量的な中期目標の公表につきましては、公表時期も含め、中期目標として公表すべき内容について検討中であります。

##### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名を選任しており、このうち1名を独立社外取締役として届出をしております。いずれの社外取締役も、各人の豊富な経験や高い見識を活かして、自由闊達な議論を行うことで取締役会を活性化させ、また、経営の監督と当社の企業活動への助言を行い、その役割を十分に果たしていただいていると考えております。

今後につきましては、当社の取締役会が定めた独立性の基準を満たす社外取締役を2名とする体制にしていきたいと考えております。

##### 【補充原則4-12-1(1) 取締役会資料の事前配布】

当社は、取締役会の開催にあたり、事前に議題を通知し、特に重要な事項については、社外役員に事前説明を行うなどの対応を行っております。なお、取締役会に上程される事項は、原則として執行会議等で事前に審議されることから、業務執行取締役および常勤監査役は、内容を熟知したうえで、取締役会に出席しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、収益力強化による継続的な成長と資金効率改善により、企業価値を維持・向上させることを資本政策の基本的な方針としております。株主還元については、安定的かつ継続的な利益還元を図ることを基本的な方針としております。

##### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

###### ・政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との円滑な関係の維持等を目的とし、かつ当社の企業価値を向上させるものについては、資金効率等も考慮したうえで、取引先の株式を保有することがあります。

投資後、政策保有株式については、中長期的な観点から保有することのリスクとリターン等を踏まえた合理性を適宜、担当取締役が検証し、毎年、取締役会に報告いたします。また、新規取得、買い増し、売却等の可否は必要に応じて取締役会にて審議いたします。

###### ・政策保有に関わる議決権行使について

政策保有株式の議決権行使については、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生ずる議案でないかを担当取締役が確認し、かつ投資先企業の状況等を勘案したうえで賛否を判断し、議決権を行使することとしております。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役との競業取引および利益相反取引は、会社法および取締役会規程に基づき、取締役会での承認決議を行うこととしております。また、財務経理統括部および広報IR室が取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実があった場合は取締役会に報告することとしております。

主要株主等との取引は、取締役会規程に基づき、重要なものは取締役会での承認決議または報告を行うこととしております。

なお、関連当事者間の取引については会社法および金融商品取引法等に従って開示しております。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

###### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念や今後の対処すべき課題を決算短信および有価証券報告書にて開示しております。また、当社の経営計画に基づく業績予想を決算短信および決算説明資料にて開示しております。

###### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

###### (3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」にて開示しております。

###### (4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内取締役については、人格・見識に優れ、業務上の専門知識と全社的な視点に立って任務を遂行する資質を兼ね備えた人物を候補者としております。

経営陣幹部については、取締役としての資質に加え、会社を牽引するリーダーシップや決断力等を総合的に勘案して選任しております。社外取締役については、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行っていただける人物を候補者としております。

監査役については、人格・見識に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物、または会計等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物を候補者としております。

なお、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選任については、独立社外取締役から事前に助言を得たうえ、取締役会で審議・決定いたします。監査役候補者の指名については、独立社外取締役から事前に助言を得た後、監査役会の同意を得たうえ、取締役会で審議・決定いたします。

#### (5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補者につきましては、個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。社内取締役・社内監査役候補者につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会では、当社グループの経営に関する重要事項および法令・定款に定められた重要な業務執行に関する事項を決定しており、取締役会規程において、取締役会決議を要すべき事項を明確に定めております。

取締役会決議を要しない事項については、社内規程(経営会議規程、執行会議規程、稟議規程等)において、重要性の基準を設け、業務執行を担当する取締役または経営執行役等に委任すべき事項を明確に定めております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外性要件および金融商品取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験と高い見識に基づき、経営の監督と当社の企業活動への助言を行っていただける人物であることを独立社外取締役の要件としております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の事業運営に必要な知識・経験・能力を有した人物を社内外からバランスよく選任することを基本的な考え方としております。社外取締役については、2名以上必要と考えております。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

当社の取締役、監査役の上場会社の役員との兼任状況は、事業報告、株主総会招集通知において開示しております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

2015年度の取締役会の実効性の評価については、取締役会の構成・運営面等について、全取締役が質問票に回答する方法により実施いたしました。

その結果、取締役会の員数・メンバーの見識のバランスおよび運営面等については概ね適切との評価が得られ、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。

一方で、トレーニング機会の提供、独立社外取締役の人数や多様性、社外取締役への情報提供などについて継続的に検討を行うべきとの課題認識を共有しており、これらの点への対応も含め、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

新任の社外取締役、社外監査役に対しては、必要に応じて意見交換会や社内役員等による研修を通じて、当社の事業内容等への理解を深めていただいております。

また、各取締役、各監査役に対しては、自己啓発等を目的とした外部セミナーへの参加を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話は、担当取締役が統括し、広報IR室および財務経理統括部が随時情報交換を行うなど連携して対応します。

当社は、株主総会における情報提供・質疑応答や、合理的な範囲での機関投資家との個別面談のほか、ホームページにおける決算情報等の提供に積極的に取り組み、株主の当社事業に対する理解促進に努めます。

対話において把握された株主の意見は、経営陣幹部に定期的にフィードバックを行うとともに、必要に応じ、取締役会に報告を行います。

これらの活動を行うにあたり、株主との対話を行う担当者は、インサイダー情報および機密情報の取扱い等に関する法令および社内規程を遵守のうえ、適切に株主との対話を行います。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	46,121,000	42.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,489,000	2.28
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,474,000	2.26
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアunts アカウント エスクロウ	2,171,420	1.99
株式会社みずほ銀行	2,000,000	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,873,000	1.71
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	1,644,000	1.50
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアールデイ アイエスジー エフイーーエイシー	1,638,469	1.50
株式会社太知ホールディングス	1,100,000	1.01
朝日生命保険相互会社	1,060,000	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

大株主の状況は2016年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有している自己株式4,643,884株(4.25%)があります。2015年6月4日(報告義務発生日は2015年5月29日)に、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社から大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出され、シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド及びその共同保有者1社が3,305,000株(3.02%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては2016年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
酒巻 久	他の会社の出身者													
半田 清	他の会社の出身者							○	○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒巻 久	○	—	酒巻久氏の他の会社における経営者としての豊富な経験及び知見と第三者の立場からの適切なアドバイスが、当社の事業活動にとって有益と判断し、社外取締役に就任いただいております。 同氏は当社との間に、社外取締役の報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないため、独立役員に指定しております。 同氏は企業経営に関する高い見識を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。
			半田清氏の他の会社における役員としての豊富な経験及び知見と第三者の立場からの適切なアドバイスが、当社の事業活動にとって有益と判断し、社外取締役に就任いただいております。

半田 清	当社は、半田清氏が執行役員常務を務める富士通株式会社との間に営業取引関係があり、その取引金額は2015年度において当社連結売上高の約1.3%であります。	なお、同氏が執行役員常務を務める富士通株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の関連会社であります。当社は同社及び同社グループ会社との間に仕入・販売等の取引がありますが、当社グループの事業上、同社及び同社グループへの依存度は低く、大部分は同社グループ以外の企業との取引となっております。このほか、人材、資金面等での連携関係を有しておりますが、当社の独立性が確保される範囲内のものであります。また同氏は、当社との間に、社外取締役の報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、公正・中立に経営の監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、監査業務に関し適宜情報・意見交換等を行っております。また、監査役は、監査部から内部監査に関し適宜報告を受けるとともに、内部統制推進室をはじめ社内各部門から定期的又は必要に応じ適宜報告を受け又は活動状況を聴取するなど、各部門とコミュニケーションをとりながら監督・監査業務にあたっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
井上 彰	他の会社の出身者							△							
加藤 和彦	他の会社の出身者									△	△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 彰	○	井上彰氏は当社の主要取引銀行の一つである株式会社みずほ銀行の前身である株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行者でありました。なお、2015年度末時点において同行からの借入金はありません。	井上彰氏は、金融機関における長年の業務経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、監査・監督が適切有効になされ则认为られるため、社外監査役に就任いただいております。 なお、同氏は当社の主要取引銀行の一つである株式会社みずほ銀行の前身である株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行者でありましたが、当社監査役就任前に同行を退職しております。 また同氏は、当社との間に、社外監査役報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないため、独立役員に指定しております。 同氏は金融機関における豊富な業務経験に基づく高い見識と監査能力を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。
加藤 和彦		当社は、加藤和彦氏が過去において取締役執行役員専務を務めていた富士通株式会社との間に営業取引関係があり、その取引金額は2015年度において当社連結売上高の約1.3%であります。	加藤和彦氏は、富士通株式会社の取締役執行役員専務及びCFO(最高財務責任者)を務めた後、現在は同社の常勤監査役を務めるなど経営全般に関し豊富な経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、監査・監督が適切有効になされ则认为られるため、社外監査役に就任いただいております。 なお、同社は当社の主要株主であり、当社は同社の関連会社であります。当社は同社及び同社グループ会社との間に仕入・販売等の取引がありますが、当社グループの事業上、同社及び同社グループへの依存度は低く、大部分は同社グループ以外の企業との取引となっております。このほか、人材、資金面等での連携関係を有しておりますが、当社の独立性が確保される範囲内のものであります。 また同氏は、当社との間に、社外監査役報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、公正・中立に経営の監査・監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は2008年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、従来の退職慰労金を基本報酬(月額)に組み入れたうえで、定額部分と業績連動部分に区別することとし、より業績との連動性を高めた弾力的な報酬制度といたしました。なお、役員賞与につきましては、透明性を確保するため、従来どおり株主総会において決議することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

<2015年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等の総額及び種類別の額>  
・取締役(社外取締役を除く)10名 441百万円(基本報酬316百万円、賞与124百万円)  
・監査役(社外監査役を除く)1名 20百万円(基本報酬14百万円、賞与6百万円)  
・社外役員 4名 28百万円(基本報酬21百万円、賞与6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は月額報酬および賞与により構成されます。  
月額報酬については、他社の報酬水準を勘案し、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額(取締役:年間5億円、監査役:年間5千万円)の範囲内において決定いたします。  
取締役の月額報酬の基準は、独立社外取締役から事前に助言を得たうえ、取締役会で審議・決定いたします。  
各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた取締役会議長が、上記基準に基づき、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定いたします。  
各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。  
賞与については、当社の業績を勘案し、取締役および監査役それぞれの支給総額について、定時株主総会の決議により、ご承認いただいております。  
株主総会に付議する取締役の賞与総額は、独立社外取締役から事前に助言を得たうえ、取締役会で審議・決定いたします。  
各取締役の賞与額は、取締役会の授権を受けた取締役会議長が、個人ごとの会社業績への貢献度を勘案して決定いたします。各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定いたします。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役が取締役会をやむをえず欠席の場合には、当該取締役会の議事内容につき、担当役員・部門担当者からの個別の説明、資料の配布等を適宜行っております。  
また、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社であり経営執行役(執行役員)制度を採用しております。役員構成は、取締役11名(うち2名が社外取締役)、監査役3名(うち2名が社外監査役)となっております。

経営に関する重要事項については、取締役会長及び専務以上の経営執行役で構成される経営会議(原則として毎月3回開催)において協議するとともに、毎月1回定期的又は必要に応じて臨時に開催される取締役会において審議・決定しております。

なお、業務執行につきましては、全経営執行役で構成される執行会議(原則として毎月3回開催)において業務執行上の具体的重要事項を審議・決定し、特に重要な事項については取締役会に付議しております。

内部監査につきましては、社内の専任組織である監査部(9名)が行っております。

監査役会は、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成されており、監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的に又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しているほか、常勤監査役による執行会議等の重要な会議への出席、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧などを通じて内部統制システムの構築・運用状況を評価・検証し、業務監査を行っております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室(1名)を設置しております。

会計監査業務を行った公認会計士の氏名(所属する監査法人、継続監査年数)

齋藤 勉(八重洲監査法人、4年)

渡邊 考志(八重洲監査法人、1年)

廣瀬 達也(八重洲監査法人、4年)

なお、公認会計士8名、その他3名が補助者として会計監査業務に関わっております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社かつ経営執行役(執行役員)制度の採用により、経営の監督機能の充実と効率的・機動的な業務執行を図るとともに、監査役が経営陣とは独立した立場で監査・監督を行っており、この体制が当社のコーポレートガバナンス上有効と考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年の定時株主総会招集通知は6月1日に発送しております。なお、発送日前に東京証券取引所のホームページ、議決権電子行使プラットフォーム及び当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年の定時株主総会は6月24日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、東京証券取引所のホームページ及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。

#### 2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会資料(招集通知、報告書、決議通知)、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室及び財務経理統括部にIR担当者を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	「FUJITSU GENERAL Way」(富士通グループの理念・指針である「FUJITSU Way」を当社グループ向けに一部アレンジしたもの)において、企業価値の継続的な向上により株主・投資家の期待に応え、顧客とのパートナーシップを大切に、地域社会との共生、取引先との共存共栄を目指すことなどを企業指針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「富士通ゼネラルグループ環境方針」において環境保全への取組みの基本方針及び行動指針を定め、グリーン調達や省エネ効率に優れた製品の提供を進めるなど、開発・設計から生産、物流に至るあらゆる段階での環境負荷の低減に努めております。また、「FUJITSUGENERAL Way」では、社会の一員として、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担っていくことを目指す旨掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「FUJITSU GENERAL Way」において、事業活動の状況や財務情報を適時・適切に開示することを企業指針として定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、富士通ゼネラルグループの企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、コンプライアンスの徹底及び事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要不可欠と認識し、「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を中核とする社内組織の下記諸活動により、内部統制システムの維持・改善を継続的に推進してまいります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営者(取締役及び経営執行役をいう。以下同じ。 )は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本として「FUJITSU GENERAL Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- (2) 経営者は、継続的な教育の実施等により、使用人に対し「FUJITSU GENERAL Way」の遵守を徹底させるとともに、コンプライアンスを推進する。
- (3) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関して、通常の業務報告ルートとは別に直接通報の手段として、通報者の保護等を確保した「企業倫理ヘルプライン」制度を設けている。本制度の活用により、コンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を行う。
- (5) 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的な受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- (6) 当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用を統括する組織として内部統制推進室を設置し、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用を図る。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察や弁護士等と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

#### 2. 損失の危険の管理に関する体制

- (1) 経営者は、事業活動より生ずる様々なリスクに対して想定される規模・発生可能性を常に認識し、事前対応及び発生時対応策の準備等により、リスクを極小化する活動を組織的に行う。
- (2) 当社は、リスク・マネジメント全体を統括する組織として「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を設置し、潜在リスクの洗い出し及びその軽減への取り組みとリスクに関する教育・訓練を行う。
- (3) 当社は、ネットワーク等を通じた情報の社外漏洩等のリスクに対して、ITセキュリティ推進部を中核に情報セキュリティに関する体制強化を推進する。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、意思決定の迅速化を図るとともに経営責任を明確化するため、経営の監督機能と執行機能を分離する。
- (2) 取締役会は、経営者及びその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- (3) 経営者は、「取締役会規程」「経営会議規程」「執行会議規程」「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行う。
- (4) 経営者は、経営方針の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- (5) 取締役会は、経営者及びその他の職務執行組織に毎月の決算報告/業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

#### 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 経営者は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係る情報について、保管責任者を定めた上、法令及び「情報管理規程」等に基づいて適切に保存及び管理を行う。
- (2) 経営者の職務の執行に係る情報の保管責任者は、その情報を取締役及び監査役からの求めに応じ閲覧可能な体制を整備する。

#### 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、富士通ゼネラルグループ各社の経営者に対し、グループの企業価値を最大化することを目的に、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を明確化し、上記の1から4に定める基本方針を遵守する体制の整備に関する指導・支援を行う。
- (2) 当社は、「FUJITSU GENERAL Way」をグループ全体の方針と定め、業務の適正を確保するための各種活動の範囲をグループ全体とし、「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」の活動対象もグループ全体とする。
- (3) 当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告を受けるとともに重要案件については所定の手続等を求める。

#### 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

- (1) 当社は、監査役職務を補助すべき使用人を置く組織として監査役室を設ける。
- (2) 当社は、その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフの人事等については、監査役の意見を尊重する。

#### 7. 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営者は、当社及び子会社の業務または業績に影響する重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、執行会議、コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の経営者または使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 当社は、監査役職務の執行に係る重要な情報が「企業倫理ヘルプライン」に通報された場合は、監査役にその内容を報告する。  
なお、当社は「企業倫理ヘルプライン」への通報者に対し、当該通報を理由として不利な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、監査役が作成した監査計画に基づきあらかじめ監査費用を予算化し、監査役職務の執行につき生ずる費用については、会社法第388条に基づき支払等を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部門と定めるとともに、反社会的勢力からの不当要求に対して、警察や弁護士等と連携しながら組織的に対応するための具体的な手続・方法を社内規程で定め、使用人への周知を図っております。また、企業防衛対策協議会等を通じ、平素から情報収集に努めております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

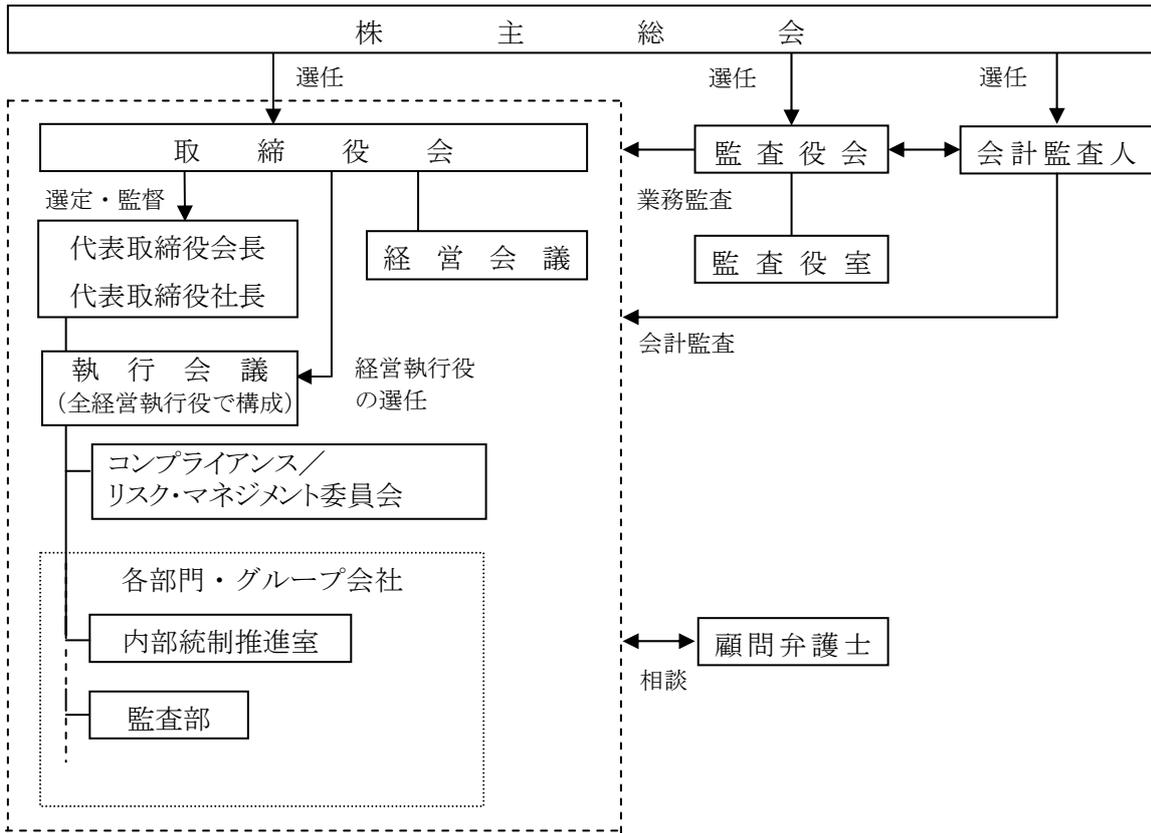
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<コーポレート・ガバナンス体制の概要>



<適時開示体制の概要>

